

お客様各位

平成28年4月1日

桜の便りが次々に聞かれるこの折、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の3点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 平成28年税制改正成立
3. コラム～適格請求書（インボイス）の導入について

1. 今月の事務

4月は従業員やその扶養家族の異動が多く発生する月です。新入社員や退職者に係る手続きを、社会保険（雇用保険含む）と税金の分野に分けてまとめました。

社会保険について、資格取得や喪失手続きは社員の入社あるいは退職があった場合、健康保険・厚生年金保険は所轄の年金事務所（健保組合）に入退社日から5日以内に、雇用保険は事由発生日の属する月の翌月10日までに手続きを行います。雇用保険はマイナンバーが必要になっています。

次に、税金では給与支払報告に係る給与所得者異動届出書を提出します。これは、1月に個人住民税の「給与支払報告書」を提出した後に退職したり、転勤を伴う異動などにより、4月1日現在、その市区町村で給与の支払いを受けなくなった社員がいるときは、「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」を作成し、1月に給与支払報告書を提出した市区町村に提出しなくてはなりません。提出期限は4月15日です。

そして、4月からの給与計算では保険料率の変更が必要になります。

兵庫県では協会けんぽの保険料率に変更され、健康保険が従来10.04%であったものが、10.07%に引き上げられ、介護保険料は1.58%で据え置かれています。その他、雇用保険料が0.8%に引き下げられます。

2. 平成28年税制改正成立

以前から個別にご説明して来ましたが28年度の税制改正が成立しました。全体的に小幅な改正で、中小企業には恩恵が少ないといえます。

法人税率の引き下げは大企業に対するもので、中小企業に対する軽減税率は継続されます。但し、大企業の税率引き下げに伴う税収確保のため、全ての企業を対象に減価償却制度の見直しを行い、節税効果の高い定率法償却の対象が絞られ、建物附属設備と構築物は28年4月1日以降の取得からは認められなくなりました。欠損金繰越控除期間が従来9年間であったものが、平成29年以降は10年に延長されたのは朗報です。

その他、消費税引き上げに伴う軽減税率の適用が今後の経理実務に大きな影響を与えそうです。現状のレジは単一税率ですが、今後は複数税率に対応するようシステム変更が必要になります。

但し、この複数税率をすぐに適用するのは事業者の負担が重いことから、売上げの一定割合を、軽減税率対象品目の売上げとして税額計算することができる特例があります。

①仕入を管理できる卸売・小売事業者（簡易課税制度適用事業者を除く）については、仕入総額に占める軽減税率対象品目に係る仕入金額の割合

②①以外の事業者は通常の連続する 10 営業日の売上総額に占める軽減税率対象品目の売上金額の割合
③①・②のいずれの計算が困難な事業者（主として軽減税率対象品目の販売を行う事業者に限る）は一律
50%を軽減税率とみなす。

この特例が適用できる期間は、中小事業者（基準期間における課税売上高が 5 千万円以下）は、軽減税率制度の導入から 4 年間（平成 29 年 4 月から 33 年 3 月までの期間）ですが、中小事業者以外の事業者（基準期間における課税売上高が 5 千万円超）は 1 年間（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日の属する課税期間の末日までの期間）とされています。

3. コラム～適格請求書（インボイス）の導入について

消費税は軽減税率の導入に関する議論が盛んに行われましたが、もう一つ重要なのが適格請求書（インボイス）制度の導入です。

適格請求書とは、平成 33 年 4 月 1 日以後に導入予定の、税務署に届け出た課税事業者が発行する請求書で、必ず事業者の登録番号が記載されます。将来的には課税事業者が交付する適格請求書が無ければ仕入税額控除が認められません。

免税事業者は登録を受けることはできず、また、適格請求書発行事業者には事業者免税点制度は適用されないため、適格請求書発行事業者の基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下になった場合でも、登録の取消しの手続を行わない限り、免税事業者にはなれません。

つまり、消費者向けの小売店を除いて、将来的には課税事業者を選択しなければ、取引から締め出されるかもしれないのです。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>